

土木工事現場必携(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	改定文章(令和5年1月1日一部改定)
2 - 2	2-1 監督の流れ	<p>③-1 配置技術者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者に専任制が求められるか←請負金額3,500万円以上で現場に専任(建設業法第26条) ・ 監理技術者が必要か←下請総額4,000万円以上で必要。資格等詳しくは監理技術者制度運用マニュアル(第6章6-1)へ 	<p>③-1 配置技術者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者に専任制が求められるか←請負金額4,000万円以上で現場に専任(建設業法第26条) ・ 監理技術者が必要か←下請総額4,500万円以上で必要。資格等詳しくは監理技術者制度運用マニュアル(第6章6-1)へ
2 - 11	1. 現場代理人等通知書(様式第23)	<p>(3) 監理技術者が必要な工事か？</p> <p>→ 下請負金額の総額が4000万円を超える場合は、監理技術者が必要となる。第6章6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ</p> <p>(5) 現場代理人同士、又は現場代理人と現場責任者の兼務をする場合、条件を満たしているかどうか検討する。(同一建設事務所管内、請負代金額の制約等)(標準仕様書第1編1-1-51)</p> <p>→ 詳しくは第6章6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱いへ ※ 稼働中の工事現場にあって、契約変更により請負代金額が3500万円以上(建築一式工事は7000万円以上)となる場合は、新たな現場代理人を配置すること。</p>	<p>(3) 監理技術者が必要な工事か？</p> <p>→ 下請負金額の総額が4,500万円を超える場合は、監理技術者が必要となる。第6章6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ</p> <p>(5) 現場代理人同士、又は現場代理人と現場責任者の兼務をする場合、条件を満たしているかどうか検討する。(同一建設事務所管内、請負代金額の制約等)(標準仕様書第1編1-1-51)</p> <p>→ 詳しくは第6章6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱いへ ※ 稼働中の工事現場にあって、契約変更により請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合は、新たな現場代理人を配置すること。</p>
2 - 16	2-2. 登録内容確認書	<p>注意事項</p> <p>(2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人、主任(監理技術者)、監理技術者補佐の変更を指す。ただし、請負代金額が3500万円未満から3500万円以上、3500万円以上から3500万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更となった場合は、変更登録する。</p>	<p>注意事項</p> <p>(2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更とは、工期、現場代理人、主任(監理技術者)、監理技術者補佐の変更を指す。ただし、請負代金額が4,000万円未満から4,000万円以上、4,000万円以上から4,000万円未満及び、500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更となった場合は、変更登録する。</p>
2 - 42	7-1. 施工計画書の内容	<p>表7-1 施工計画書の記載内容</p> <p>一般建設工事(当初請負代金額が3500万円以上)</p> <p>当初請負代金額が3500万円未満の工事</p>	<p>表7-1 施工計画書の記載内容</p> <p>一般建設工事(当初請負代金額が4,000万円以上)</p> <p>当初請負代金額が4,000万円未満の工事</p>

土木工事現場必携(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	改定文章(令和5年1月1日一部改定)
6 - 24	6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱	<p>工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、建設部発注工事(契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた業務委託を含む。)とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。</p>	<p>工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、建設局、都市・交通局、建築局発注工事(契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた業務委託を含む。)とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。</p>
6 - 26	6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱	<p>運用の3 現場代理人及び現場責任者との兼務について</p> <p>工事1件の請負金額3,500万円未満(税込み)(建築一式工事は7,000万円未満(税込み))の建設工事の現場代理人は、同一建設事務所管内(支所がある場合は当該支所管内)で施工する次の①、②、③のいずれかに該当する工事(②、③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く)の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に一件に限り、兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締りを適切に行うものとする。</p> <p>①現場責任者を配置する工事</p> <p>②二つの工事の請負金額の合計が3,500万円未満(税込み)で、原則、同時に現場作業を行わない場合</p> <p>③二つの工事の請負金額がいずれも3,500万円未満(税込み)の建設部発注の維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合</p> <p>ただし、契約変更により一方の工事が請負金額(税込み)3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上(税込み))となった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。</p>	<p>運用の3 現場代理人及び現場責任者との兼務について</p> <p>工事1件の請負金額4,000万円未満(税込み)(建築一式工事は8,000万円未満(税込み))の建設工事の現場代理人は、同一建設事務所管内(支所がある場合は当該支所管内)で施工する次の①、②、③のいずれかに該当する工事(②、③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く)の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に一件に限り、兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締りを適切に行うものとする。</p> <p>①現場責任者を配置する工事</p> <p>②二つの工事の請負金額の合計が4,000万円未満(税込み)で、原則、同時に現場作業を行わない場合</p> <p>③二つの工事の請負金額がいずれも4,000万円未満(税込み)の建設局発注の維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合</p> <p>ただし、契約変更により一方の工事が請負金額(税込み)4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上(税込み))となった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。</p>

土木工事現場必携(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	改定文章(令和5年1月1日一部改定)
6 - 27	6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱	<p>【運用の3の説明図】 (説明図②③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く、表示金額は税込み)</p> <p>【現場責任者と兼務する場合の説明図①】 (運用の3 ①項目の場合)</p> <p>【双方の工事で現場代理人を兼務する場合の説明図②、③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二件の請負金額の合計が3,500万円未満(税込み)の場合 (運用の3 ②項目の場合) <ul style="list-style-type: none"> 建設局発注の双方の工事が維持補修工事の場合 (運用の3 ③項目の場合) 	<p>【運用の3の説明図】 (説明図②③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く、表示金額は税込み)</p> <p>【現場責任者と兼務する場合の説明図①】 (運用の3 ①項目の場合)</p> <p>【双方の工事で現場代理人を兼務する場合の説明図②、③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二件の請負金額の合計が4,000万円未満(税込み)の場合 (運用の3 ②項目の場合) <ul style="list-style-type: none"> 建設局発注の双方の工事が維持補修工事の場合 (運用の3 ③項目の場合)

土木工事現場必携(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	改定文章(令和5年1月1日一部改定)
6 - 56	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第13版
6 - 64	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	<p>～平成28年6月1日一部改正～</p> <p>【Q:2-1】 特定建設業の許可は、その趣旨が下請負人の保護の徹底を期し、特に重い義務を課するため設けられたものであり、同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間においては、その営業の範囲について特別の差異はない。 ただし、一般建設業者は、発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、4000万円(建築工事業にあっては6000万円)以上の下請契約を締結して工事を施工することができないのに対し、特定建設業者はこの制限が解除されていることが異なる点である。 したがって、発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する限り、あるいは4000万円(建築工事業にあっては6000万円)未満の工事を下請施工させる限り、請負金額に制限はない。</p>	<p>～令和5年1月1日一部改正～</p> <p>【Q:2-1】 特定建設業の許可は、その趣旨が下請負人の保護の徹底を期し、特に重い義務を課するため設けられたものであり、同一の建設業について、特定建設業者と一般建設業者との間においては、その営業の範囲について特別の差異はない。 ただし、一般建設業者は、発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、4500万円(建築工事業にあっては7000万円)以上の下請契約を締結して工事を施工することができないのに対し、特定建設業者はこの制限が解除されていることが異なる点である。 したがって、発注者から直接請け負う1件の工事の請負金額については、一般建設業者であっても、特定建設業者であっても等しく制限はなく、一般建設業者であっても、工事をすべて直営施工する限り、あるいは4500万円(建築工事業にあっては7000万円)未満の工事を下請施工させる限り、請負金額に制限はない。</p>
6 - 66	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	<p>～平成28年6月1日一部改正～</p> <p>【Q:2-5】 【A】 ●1 注文者からの支給材(元請が提供する材料等)がある場合に、例えば1次下請の総額が4000万円以上の工事に該当するか否かを判断する際には、支給材の価格等は含めない。</p>	<p>～令和5年1月1日一部改正～</p> <p>【Q:2-5】 【A】 ●1 注文者からの支給材(元請が提供する材料等)がある場合に、例えば1次下請の総額が4500万円以上の工事に該当するか否かを判断する際には、支給材の価格等は含めない。</p>
6 - 68	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	<p>～令和4年4月1日一部改正～</p> <p>【Q:3-1】 【A】 ●2発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(特定建設業の許可を受けた者)は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の総額が4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)以上となる場合においては、主任技術者に代えて、一定の資格又は施工実務の経験を有する監理技術者を置かなければならない。</p> <p>1 請負金額が、いずれの工事も3500万円未満(建築一式工事は7000万円未満)である場合は、配置する主任技術者は専任である必要はなく、兼務が可能である。</p>	<p>～令和5年1月1日一部改正～</p> <p>【Q:3-1】 【A】 ●2発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(特定建設業の許可を受けた者)は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の総額が4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上となる場合においては、主任技術者に代えて、一定の資格又は施工実務の経験を有する監理技術者を置かなければならない。</p> <p>1 請負金額が、いずれの工事も4000万円未満(建築一式工事は8000万円未満)である場合は、配置する主任技術者は専任である必要はなく、兼務が可能である。</p>

土木工事現場必携(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	改定文章(令和5年1月1日一部改定)																																																																																																								
6 - 70	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	<p>【Q:3-1】 【A】 5 上記規定により複数の工事を一つの工事とみなして同一の監理技術者等が当該工事全体を管理する場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計を4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)以上とするときは、建設業者は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。</p> <p><「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)> この場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計を4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)以上とするときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。</p>	<p>【Q:3-1】 【A】 5 上記規定により複数の工事を一つの工事とみなして同一の監理技術者等が当該工事全体を管理する場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計を4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上とするときは、建設業者は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。</p> <p><「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)> この場合、これら複数工事に係る下請負金額の合計を4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上とするときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。</p>																																																																																																								
6 - 71	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	(単位:万円)	(単位:万円)																																																																																																								
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">A 工 事</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1200 (700)</th> <th>2400 (1500)</th> <th>3600 (1400)</th> <th>4800 (2400)</th> <th>6000 (4200)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>△</th> <th>△</th> <th>○</th> <th>○</th> <th>◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工 事</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">B</td> <td>1200 (700)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2400 (1500)</td> <td>△注3)</td> <td>△注3)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3600 (1400)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4800 (2400)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6000 (4200)</td> <td>×注4)</td> <td>×注4)</td> <td>×注4)</td> <td>×注4)</td> </tr> </tbody> </table>			A 工 事							1200 (700)	2400 (1500)	3600 (1400)	4800 (2400)	6000 (4200)			△	△	○	○	◎	工 事	B	1200 (700)						2400 (1500)	△注3)	△注3)				3600 (1400)	○	○	○			4800 (2400)	○	○	○			6000 (4200)	×注4)	×注4)	×注4)	×注4)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">A 工 事</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1400 (1200)</th> <th>2800 (2000)</th> <th>4200 (1900)</th> <th>5600 (2900)</th> <th>7000 (4700)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>△</th> <th>△</th> <th>○</th> <th>○</th> <th>◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工 事</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">B</td> <td>1400 (1200)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2800 (2000)</td> <td>△注3)</td> <td>△注3)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4200 (1900)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5600 (2900)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7000 (4700)</td> <td>×注4)</td> <td>×注4)</td> <td>×注4)</td> <td>×注4)</td> </tr> </tbody> </table>			A 工 事							1400 (1200)	2800 (2000)	4200 (1900)	5600 (2900)	7000 (4700)			△	△	○	○	◎	工 事	B	1400 (1200)						2800 (2000)	△注3)	△注3)				4200 (1900)	○	○	○			5600 (2900)	○	○	○			7000 (4700)	×注4)	×注4)	×注4)	×注4)
		A 工 事																																																																																																									
		1200 (700)	2400 (1500)	3600 (1400)	4800 (2400)	6000 (4200)																																																																																																					
		△	△	○	○	◎																																																																																																					
工 事	B	1200 (700)																																																																																																									
		2400 (1500)	△注3)	△注3)																																																																																																							
		3600 (1400)	○	○	○																																																																																																						
		4800 (2400)	○	○	○																																																																																																						
		6000 (4200)	×注4)	×注4)	×注4)	×注4)																																																																																																					
		A 工 事																																																																																																									
		1400 (1200)	2800 (2000)	4200 (1900)	5600 (2900)	7000 (4700)																																																																																																					
		△	△	○	○	◎																																																																																																					
工 事	B	1400 (1200)																																																																																																									
		2800 (2000)	△注3)	△注3)																																																																																																							
		4200 (1900)	○	○	○																																																																																																						
		5600 (2900)	○	○	○																																																																																																						
		7000 (4700)	×注4)	×注4)	×注4)	×注4)																																																																																																					
		<p>注3) 非専任の主任技術者は、近接工事に配置することにより請負額の合計が3500万円以上になる場合も、専任性を問われることはない。</p>	<p>注3) 非専任の主任技術者は、近接工事に配置することにより請負額の合計が4000万円以上になる場合も、専任性を問われることはない。</p>																																																																																																								

土木工事現場必携(令和5年1月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年4月1日一部改定)	改定文章(令和5年1月1日一部改定)
6 - 72	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	<p>～令和3年4月1日一部改正～</p> <p>【Q:3-2】主任技術者から監理技術者への変更について 当初の下請金額が4000万円未満で、変更で増工となり4000万円以上となった場合、変更契約をしないと、正式には監理技術者をおけないか。 下請金額4000万円を少し切れる場合は、業者の下請契約を確認するしかないか。 (いかにも4000万円未満にしたように感じる時がある。)</p> <p>【A】 <監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(3)> ● 当初は主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4000万円(建築一式工事の場合は、6000万円)以上となる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(=元請業者)は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。</p> <p>1 増工等により、下請金額が4000万円以上となるかならないかは元請業者の判断によるものである。 下請金額が4000万円以上となる場合は、下請負契約の合計が4000万円以上になる前に主任技術者から監理技術者又は、特例監理技術者に変更しなければならない。ただし、特例監理技術者に変更する場合は監理技術者補佐になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。 また、コリンス登録の変更についても下請負契約変更日から、土曜、日曜、祝祭日を除き10日以内に行わなければならない。</p> <p>2 下請負金額が4000万円未満の場合でも、請負者の判断で監理技術者を配置することは、何ら問題ない。</p>	<p>～令和5年1月1日一部改正～</p> <p>【Q:3-2】主任技術者から監理技術者への変更について 当初の下請金額が4500万円未満で、変更で増工となり4500万円以上となった場合、変更契約をしないと、正式には監理技術者をおけないか。 下請金額4500万円を少し切れる場合は、業者の下請契約を確認するしかないか。 (いかにも4500万円未満にしたように感じる時がある。)</p> <p>【A】 <監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(3)> ● 当初は主任技術者を設置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4500万円(建築一式工事の場合は、7000万円)以上となる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者(=元請業者)は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。</p> <p>1 増工等により、下請金額が4500万円以上となるかならないかは元請業者の判断によるものである。 下請金額が4500万円以上となる場合は、下請負契約の合計が4500万円以上になる前に主任技術者から監理技術者又は、特例監理技術者に変更しなければならない。ただし、特例監理技術者に変更する場合は監理技術者補佐になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。 また、コリンス登録の変更についても下請負契約変更日から、土曜、日曜、祝祭日を除き10日以内に行わなければならない。</p> <p>2 下請負金額が4500万円未満の場合でも、請負者の判断で監理技術者を配置することは、何ら問題ない。</p>
6 - 77	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第12版	<p>～令和3年4月1日一部改正～</p> <p>【Q:3-7】 【A】 1 建設業法第26条の規定は、共同企業体の各構成員についても適用される。共同施工方式の場合は、下請負金額が4000万円(建築一式工事の場合は6000万円)以上の場合、構成員1社以上が監理技術者又は特例監理技術者を配置し、他の構成員は専任の主任技術者を配置しなければならない。また、下請負額が4000万円未満の場合でも請負金額が3500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上であれば、全ての構成員が配置する主任技術者又は監理技術者は、専任でなければならない。(特例監理技術者を設置した場合を除く。)いずれの場合も配置技術者は、各構成員から各々配置しなければならず、共同企業体全体で1人の配置技術者では認められない。</p>	<p>～令和5年1月1日一部改正～</p> <p>【Q:3-7】 【A】 1 建設業法第26条の規定は、共同企業体の各構成員についても適用される。共同施工方式の場合は、下請負金額が4500万円(建築一式工事の場合は7000万円)以上の場合、構成員1社以上が監理技術者又は特例監理技術者を配置し、他の構成員は専任の主任技術者を配置しなければならない。また、下請負額が4500万円未満の場合でも請負金額が4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)以上であれば、全ての構成員が配置する主任技術者又は監理技術者は、専任でなければならない。(特例監理技術者を設置した場合を除く。)いずれの場合も配置技術者は、各構成員から各々配置しなければならず、共同企業体全体で1人の配置技術者では認められない。</p>